

議案第118号

北上市空家等対策条例の一部を改正する条例

北上市空家等対策条例（平成28年北上市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略]	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] <u>(3) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる法13条第1項に定めるもので、市の区域内に存するものをいう。</u>
（空家等の所有者等の責務） 第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に<u>努めるものとする。</u>	（空家等の所有者等の責務） 第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に<u>努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u>
（市長の責務） 第4条 [略] <u>2 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。</u>	（市長の責務） 第4条 [略]

(空家等対策計画)

第5条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条に基づき、法第5条に定める基本指針に即した空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

2 [略]

(空家等対策計画)

第5条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条に基づき、法第6条に定める基本指針に即した空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

2 [略]

3 市長は、前項第5号に掲げる事項には、法第7条第3項から第11項までの規定に基づき、同条第3項に規定する空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針に関する事項を定めることができる。

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

(2) 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（以下「誘導用途」という。）に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、法第7条第5項に規定する特例適用建築物について、同条第6項に規定する敷地特例適用要件及び同条第9項に規定する

3 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(立入調査等)

第12条 [略]

2 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、法第9条第2項の規定に基づき、当該空家等の施設を損壊する等の物理的強制力の行使によらない範囲で、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

第13条 市長は、第21条の規定の施行に必要な限度において、当該空家等の施設を損壊する等の物理的強制力の行使によらない範囲で、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

用途特例適用要件に関する事項を定めることができる。

6 市長は、第3項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市長は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前2項の規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(立入調査等)

第12条 [略]

2 市長は、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、法第9条第2項の規定に基づき、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該空家等の施設を損壊する等の物理的強制力の行使によらない範囲で、その職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

第13条 市長は、第30条の規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該空家等の施設を損壊する等の物理的強制力の行使によらない範囲で、その職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 [略]

(情報の利用等)

第14条 [略]

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、法第10条第3項の規定に基づき、関係する地方公共団体の長、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業者、電気事業法（昭和31年法律第170号）に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス事業者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

2 [略]

(情報の利用等)

第14条 [略]

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、法第10条第3項の規定に基づき、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業者、電気事業法（昭和31年法律第170号）に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス事業者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第15条 市長は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第20条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第16条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(管理不全空家等の認定等)

第17条 市長は、空家等が管理不全空家等の状態にあると認めるときは、管理不全空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により管理不全空家等を認定したときは、遅滞なく、所有者等に次条に定める指導を付して通知するものとする。

3 市長は、認定した管理不全空家等が、必要な措置によりその状態が改善され、管理不全空家等に該当しない状態になったと認めるときは、遅滞なく、当該認定を解除するものとする。

(管理不全空家等に係る指導)

第18条 市長は、法第13条第1項の規定に基づき、管理不全空家等に認定した空家等の所有者等に対し、法第6条第2項第3号に規定する事項に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に係る勧告等)

第19条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた管理不全空家等の所有者等が

(特定空家等の認定及び取消)

第15条 [略]

2 [略]

3 市長は、認定した特定空家等が、管理又は除却により第1項各号の不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

、当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を撤回するものとする。

(空家等の活用等)

第20条 市長は、空家等に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(空家等の活用に関する要請等)

第21条 市長は、空家等活用促進区域内の空家等（第5条第4項第2号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、法第16条第1項の規定に基づき、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、当該要請をした空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の認定等)

第22条 [略]

2 [略]

3 市長は、認定した特定空家等が、管理又は除却により第1項各号の不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該認定を解除するものとする。

(助言又は指導)

第16条 市長は、法第14条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 [略]

(勧告)

第17条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定に基づき、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付して、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を行つた特定空家等が、管理又は除却により勧告した内容を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を取り消すものとする。

(命令等)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき

(特定空家等に係る助言又は指導)

第23条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 [略]

(特定空家等に係る勧告等)

第24条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定に基づき、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付して、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた特定空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を撤回するものとする。

(命令等)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定に基づき

、その者に対し、相当の猶予期限を付して、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2～9 [略]

(代執行等)

第19条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第16条の助言若しくは指導又は第17条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項の規定に基づき、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

、その者に対し、相当の猶予期限を付して、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2～9 [略]

(代執行等)

第26条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次条において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第23条の助言若しくは指導又は第24条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第22条第10項の規定に基づき、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次条において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は措置実施

(安全措置)
第20条 [略]
(即時執行)
第21条 [略]
(民事による解決との関係)
第22条 [略]
(補則)
第23条 [略]

者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(緊急代執行)

第27条 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第25条の規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、法第22条第11項の規定に基づき、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(代執行費用の徴収)

第28条 第26条第2項又は前条の規定により負担させる費用の徴収については、法22条第12項の規定により、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(安全措置)

第29条 [略]

(即時執行)

第30条 [略]

(民事による解決との関係)

第31条 [略]

(補則)

第32条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、空家等活用促進区域、緊急代執行等の規定を追加するほか、所要の改正をしようとするものである。